

寺崎昌男著 『日本近代大学史』

西山 伸†

このたび、『日本近代大学史』が刊行された。著者寺崎昌男は、評者が改めて紹介するまでもなく、1960年代から活躍している教育史学の大家である。その守備範囲は多岐にわたっているが、特に帝国大学制度成立期、戦時期、戦後改革期の大学史・高等教育史について多くの業績を残してきたほか、『東京大学百年史』をはじめとした大学沿革史編纂にも深く関わってきた。また近年では、大学改革が進むなか教養教育や大学評価、FDやSDなどについても積極的に発言をしている。そうした著者が、明治初年から現在までの日本の大学の歴史を一冊の本にまとめるという、偉業を成し遂げたのが本書である。本書の刊行を心から喜びたい。

1 本書の概要

本書は、明治初年から現在までの150年余りを「第1部 戦前編」(6章)と「第2部 戦後編」(5章)に区分している。

「第1章 移入と模索の時代」は、明治初年から帝国大学令制定以前までを対象としている。高等教育、というより教育全般についての制度的根拠が少しずつ形作られていったこの時期を、本書では法令・規則類の背景となる大学観、東京大学をはじめとした個別高等教育機関の動向、外国人教師の活動や外国語教育などにも目配りしながら論じている。そのなかでも、1870年に大学校が定

めた大学規則と比較して、その3年後の学制二編追加から修身学と人民教化を行う神教学が削除されたことが大学のプラグマティックな発生として重要であること、文部省学監であったモルレーによるアメリカの高等教育制度の紹介が無視できない影響を持ったこと、しかし1880年代に入ると政治状況との関連でドイツ学の振興が図られていったこと、などが興味深い。

「第2章 設計と整備の時代」は、帝国大学令制定から井上毅文相による諸改革までを対象としており、新設された帝国大学を中心に記述されている。特に森有礼と井上毅の二人の文部大臣が帝国大学についてどのような考えに基づいて施策を行っていったかが詳細に跡づけられる。章のタイトルにある「設計」を森が、「整備」を井上が担い、森および初代総長の渡邊洪基によってつくられた実学重視の帝国大学が、井上によって憲法の枠内で自主性が担保され近代化されたと位置づけられる。井上による諸施策の分析は本書のなかでも最も詳しく取り上げられているものの一つである。教授会の法定化、評議会権限の明確化、講座制による専門性の確立、総長の高等官具状権復活など、その後の大学の位置づけを確定させた井上の功績が高く評価される。とはいえ、こういった施策は井上が高等教育全体に対して描いていた構想のなかでは、彼の早い死もあって結果として一貫性を

† 京都大学大学文書館教授

欠いていたともされている。

「第3章 高等教育の展開と大学論・自治論の時代」は、日清戦争から日露戦後までの時期を対象としている。ここでは帝国大学の増設や専門学校制度化とその一部の「大学」化などの基本的な事実はもちろん押さえられているが、それよりも本章を特徴づけるのは多様な大学論・自治論の紹介である。高根義人・外山正一・菊池大麓・加藤弘之・沢柳政太郎の大学論が取り上げられ、さらに戸水事件における東大法科諸教授の自治論が詳述される。紹介される議論一つ一つも興味深い、さらに注目したいのは、こうした議論の多くが、例えば教育界に根強かった学制改革論議にいかに対応するか、あるいは先行する帝国大学（東大）とは異なったありようが求められた新設帝国大学（京大）の改革論として、さらには戸水事件のような大学・教員への直接的な圧力に対して、というようにその時々大学が直面した課題を解決しようとするなかで大学論・自治論が磨かれていったことである。この点は後述したい。

「第4章 改革と公・私立大学登場の時代」は、臨時教育会議から大学令制定に至る時期を対象としている。そのなかでも臨時教育会議において大学のあり方をめぐってどのような議論があったのか、ということが分析の中心である。章のタイトルにもなっているように、世間的にこのときの改革のなかで最も影響が大きかったのは帝国大学以外の官立単科・公立・私立大学の発足であるが、本章で評者の印象に残ったのはそこではない。大学令第1条に「兼テ」以下に「国家思想ノ涵養」の文言が加えられたとはいえ、高等学校までと異なり大学に修身教育は期待されていなかったこと、天皇の帝国大学への行幸が途絶したこと、学位の授与主体が文部大臣から大学に移り学位が「栄典」から「称号」になったこと、などを考え合わせると、戦前期において天皇と大学の距離が最も離れた時代であったと言えるのが第一点。第二点は教員だ

けでなく学生も研究の主体として位置づけられたこと、である。いずれも戦時期には消え去ってしまう要素であるが、これらがこの時期に提起される程度実現した意味をどう考えるか興味深い。

「第5章 高等教育拡張の時代」は、大学令制定後、主に1920年代を対象としている。官立単科大学・公立大学・私立大学、さらに植民地や中国大陸につくられた大学についても、その設置経緯が丁寧に記されている。だが、それだけではなく本章でもやはりいくつかの印象的な大学論が取り上げられている。その一つ目は、松浦鎮次郎による文理科大学がドイツ大学哲学部をモデルとしているとの議論、二つ目は大阪商科大学設置を主導した大阪市長関一による学生・卒業生・地元市民を通じた学問研究という公立大学特質論、そして三つ目は早稲田大学職員であった橘静二による大学教員の専門性・自立性などを主張した言論である。これらのなかにはリアリティに乏しいものもあったが、大学といえば帝国大学だけだった時代が終わり、多様化していくなかで現れてきた活気のある議論であったといえよう。

「第6章 戦争と崩壊の時代」は、1920年代後半から敗戦までを対象としている。ここで主に触れられていることの一つは、マルクス主義思想が学生に広がっていくなかで大学はいかにあるべきかを論じた矢内原忠雄・河合栄治郎らの大学論である。本章で比較的詳しく紹介されている蓑田胸喜らの帝国大学批判も、広い意味ではこの文脈に位置づけられるかもしれない。また、大学の研究教育に対する統制の強化についても当然のことながら頁数が割かれている。それは、帝国大学成立期に森有礼・井上毅によって形作られた実学重視主義の破綻として捉えられる。しかしながら、大学においては他の教育機関と異なり一定の抵抗があったこと、科学振興調査会などに関する最近の研究成果に触れながら理系については基礎的研究も含めて振興していく体制が作られていたことな

ど、大学と戦争の複雑な関係が窺える記述がなされている。

「第2部 戦後編」の冒頭となる「第7章 改革構想と設計の時代」は、敗戦から1946年末に教育刷新委員会によって学制に関する基本的な提言がまとめられるまでを対象としている。本章の中心になっているのが第1次アメリカ教育使節団報告書についての記述である。報告書は、社会に対する大学のミッションを強く意識した上で、国民が高等教育に接するのは権利であること、帝国大学のみならず大学全体の教員が研究の自由を有すること、大学自らによって大学の設置基準が決定されその水準の維持が図られなければならないこと、といったその後の日本の大学のありように大きな影響を与えた勧告がなされたことが強調される。

「第8章 改革構想結実の時代」は、1947年の大学基準および学校教育法制定から新制大学発足直前までの時期を主な対象としている。その中で注意を惹くものの一つは新制大学院に関する記述である。学校教育法上の大学院規定の分析から始まり、大学基準協会・文部省・教育刷新委員会などの大学院に関する議論を紹介した上で、新制大学院は学部からの独立性を有した法的規定、中間学位・単位制導入などに現れている教育重視の側面などから、占領軍および大学基準協会によってアメリカモデルの制度が導入されたと結論づける。ただその一方で、実現しなかった独立性や論文博士制度の継続など、アメリカモデルとはならなかった点も合わせて指摘される。もう一つは、大学への社会的ニーズ、特に地域のその問題である。周知のとおり占領軍主導のいわゆる理事会法案は大学関係者の全面的反対に遭って葬り去られ、その後も大学と地域との関係が制度上反映されることは長くなかったわけだが、本章では地域との関係は論点としての価値が高かったにもかかわらず、関心が弱いまま打ち過ぎてしまったと位置づけら

れている。

「第9章 四年制大学・短期大学・大学院出発の時代」は、タイトルのとおり新制四年制大学・短期大学・大学院の発足を対象としている。それぞれの発足の経緯や問題点が指摘されたあと、新制大学の新たな教育制度としての単位制度・保健体育科目・一般教育について記述される。特に一般教育については、自らが所属する大学で個性的なシステムを導入した南原繁・上原専禄・和田小六の大学論が紹介されているが、にもかかわらず現実には多くの問題点を抱えていたことが付言される。さらに、天野貞祐・務台理作の対立、奥井復太郎の議論など戦後改革がどのように評価されていたかについても触れられている。以上述べたように本書では戦後改革関連の記述が計3章に及んでいるが、第9章の最後に紹介されているのが文部省による新制大学案内であることに象徴されるように、本書の戦後改革記述を貫いているのは新しい制度を作っていく「明るさ」である。もちろん財政の貧困さ、一般教育に代表される困難さについての記述はあるものの、戦争による「崩壊」のあとを受けた新時代の躍動が感じられる記述になっているといえる。

「第10章 新制大学の拡大と紛争の時代」は、新制大学が軌道に乗り始める1950年代から1970年代までを対象としている。制度史的には比較的安定していたこの時代、本章では産業界の大学への要求、大学管理問題、高度成長期の大学拡大などについても触れられているが、やはり記述の中心は1960年代後半の大学紛争である。学生が記述の主たる対象としては出てこないのが本書の特徴でもあるが、大学紛争においてもその取り上げられ方は同時代の論者に紛争がどのように位置づけられたかという観点からとなっている。そのため、紛争そのものの事実経過は必要最小限にとどめられている。

「第11章 規制緩和とグローバル化の

時代」は、1980年代以降現在までを対象としている。言うまでもなくこの時期は1991年の大学設置基準の大綱化に始まるいわゆる大学改革の時代であり、本章でも各種の改革について記されている。だがここで印象的なのは、1990年代における産業界の大学教育意見の位置づけで、「人材力」「構想力」「インスピレーション」などのキーワードに触れながら、教養教育への要望を含めたこれまでにない鋭く本格的な内容であると評価している点である。裏を返せば、それまで大学人のものだった大学論が産業界に取って代わられるようになったということであり、国立大学法人化が抱えるさまざまな困難も（かつての帝国大学独立案のように）大学当事者から自発的に改革案が発せられていれば状況は変わっていたのではないかとの指摘に結びついている。

2 若干のコメント

本書が対象としている約150年は、ちょうど敗戦でほぼ二分することができる。本文合計490頁ほどの本書のうち、「第1部 戦前編」は266頁、「第2部 戦後編」は223頁と頁数についてはやや戦前が多いものの、ほぼ等分に割り振られていると言ってよい。ただ、戦前・戦後それぞれのなかで時期による比重の違いはかなり顕著である。すなわち、第1部で目立って頁数の多いのは第1章・第2章・第5章、第2部は第7章から第9章まで、すなわち戦後改革の記述が第2部全体の三分二を占めている。つまり、本書は大学史の通史として年代記的に記述するのではなく、明治前期の制度設計期、戦時におけるその崩壊期、そして戦後の新制度設計期を特に重視して記述されているのである。こうした著者の意図はそれぞれの章のタイトルや記述の内容にも表れていて、読者にもよく伝わると思われる。ただ、その一方で1920年代や1950年代から60年代半ば、1970年代の記述は簡素なものに止まっていて、時代の流れがやや

捕らえにくくなっている印象は受ける。

タイトルといえば本書の『日本近代大学史』も、よく見ると違和感がないでもない。時代状況を考えるならば、現在までを対象とする本書は「日本近現代大学史」とするのが自然のような気もする。しかし、著者の観点は（必ずしも明示されていないが）少し異なるように思われる。本書の冒頭「はじめに」に明治維新から現在までの150年は「日本に近代的な大学が発出してから今日までの期間と重なる」とあるように、森有礼そして井上毅によって制度設計された日本の近代大学は、表面的には変化しているように見えながら本質的には現在まで続いているのだ、というのが著者の理解なのではあるまいか。近代大学の功罪についてはいろいろな意見があると思われるが、それが昨今の大学改革によって「現代大学」に変わるのか否か、本書を手がかりにそうしたことを考えてみるのも面白い。

では本書は制度史一辺倒かというと、決してそうではない。それどころか、本書には実に多様な大学論が紹介され、論じられている。その主体は森や井上といった為政者、高根義人など大学の内部で改革を行おうとした人物、関一など大学の経営に当たった人物、森戸辰男・河合栄治郎・矢内原忠雄など大学への外からの圧力に抵抗した人物、南原繁・和田小六・上原専禄など自らの大学で戦後改革を主導した人物など、多岐にわたっている。そして、単にそれぞれの議論が紹介されているだけでなく、大学が直面していた課題やその時々々の批判に応える形でこうした議論が登場し、それによって大学がありようを変えていくというダイナミズムが描かれているところが本書の大きな特徴ではないかと評者は考える。それが最も見えやすい形で示されているのが第3章で、民党や教育界から起こっていた学制改革論に刺戟されて「真の大学」とは何か、という議論が深まったり、あるいは戸水事件による大学・学問への圧力に対抗し

て真理の探究こそが大学の使命であるという認識や「国家」と「政府」を区別する見方が定着していったり、といったところによく示されている。

ところが、その大学論は戦後改革期を最後に本書では扱われなくなる。その代わりに登場するのが産業界による教育改革論である。前述した、法人化への過程における大学人による大学論の不在という本書の記述に見られるように、これは昨今の大学人に対する著者の警鐘だと受け止めたい。

本書を読むと、現在の大学が置かれている状況を考えるヒントが歴史のなかに多く含まれていることを実感する。上記の「国家」と「政府」を区別する見方などは、つい昨年（2019年）の日本学術会議会員推薦問題を想起させるし、戦後改革における大学と地域の関係などもそうであるし、枚挙に暇がない。

本書には、近年の大学史研究の成果が積極的に取り入れられている。まだまだ数は多くないとはいえ、著者がよく言われている「大学史では食えなかった」時代と比べて研究者の増加や研究の蓄積が格段に進んでいることの反映であろう。そして、それを支えているのが資料公開の進展である。国立公文書館や国立教育政策研究所で大学史関係の資料が多く公開されるようになっただけでなく、いくつかの大学では文書館が設置され各種の資料にアプローチできるようになってきた。そうした状況を踏まえ、本書を契機に大学史研究が更に進展することを著者は願っているはずである。

（東京大学出版会刊、A5判、528頁、2020年6月5日発行、本体価格6,600円）